

原山市民プール 利用料金の注意事項について

1. 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、児童・生徒並びに義務教育就学前の幼児以外の者をいう。
2. 「団体」とは、10人以上の者が合同して同一の公園施設を利用する利用者の集団をいう。
3. 「個人」とは、団体以外の者が公園施設を利用する場合をいう。
4. 「専用」とは、試合、大会等のため、団体が同一の公園施設を利用する場合をいう。
5. 「共用」とは、利用者の同意のもと複数の個人又は団体が同一の公園施設を利用する場合をいう。
6. 利用者の住所、事務所等が市外の場合の公園施設の利用料金は、それぞれの利用料金の10割増とする。
7. 各プールの回数券による1人6回の利用に係る利用料金は、1回当たりの金額の5倍に相当する金額とする。
8. 利用者が入場料金等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、総収入額の100分の5.5に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.5に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。
9. 時間外利用に係る利用料金は、それぞれの施設の利用の許可に係る利用時間を超過した場合又は午前9時から午後5時までの時間以外に利用する場合に徴収する。この場合において、当該利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
10. 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。